

整理番号

89

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	8:事務費
	10:交通費	

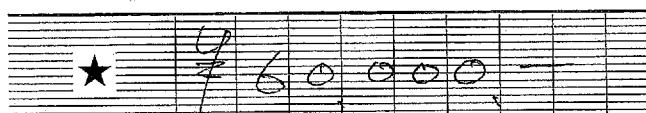
支出年月日	支 出 額	百万 千 円
3年9月17日	54000	54000
使 途	60,000 × 0.9 = 54,000.0	※政務活動費を充当した金額を記載 来客用等駐車場賃借料(10,11,12月分) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため

領収書等貼付欄

領 収 証

3年9月17日

新潟県立農業大学



但馬連料金10、11、12月分

上記正に領収いたしました

内 訳

〒364-0031 埼玉県北本市中央3丁目103

税抜金額

横山果樹園 横山 功

消費税額等(%)

GR1015

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

146

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【広聴・広報活動費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	[] 年 [] 月 [] 日 3 9 20	支 出 額	百万 千 円 [] [] [] / / 28
使 途	ダスキンレンタル代 $2,255 \times \frac{1}{2} = 1,128$		

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名
小島 信昭 様
ポイントカード

**納品・請求書
兼 領 収 書**

株式会社ダスキンサークル北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2021年 9月 20日 次回訪問日 2021年 10月 18日 取引 現金 No. 100302699500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品		回収		訂正		備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	榕	榕	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660				
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	825	1	1	825				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770				

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名

DUSKIN

Duet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

139

(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	1	0	8
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
---------------------------------	---	--	--

支出年月日	03年09月21日	支 出 額	百万 千 円 1 9 3 6
使 途	事務所玄関マットリース代 $2420 \times 0.8 = 1936$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		
領 収 書 等 貼 付 欄			

お名前
埼玉県議会議員 中屋敷慎一 事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

領收日 03年09月21日 支出額 11月16日 C火 00999 8W
(現金)

納品・請求書
兼 領 収 書

TEL: 048-541-8110

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンショップ

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32

TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

商 品 名	規格単位	単 価	数量	金 額	納品・回収訂正	訂正備考
*WH1H 吸塵・吸水マット1グレー カム	2	2 1210	2	2420		

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額	(0007172) 伝票 NO.0001021278		
				訂正後合計金額	訂正後内消費税	訂正後領收額
(10%)	2,420	220	2,420			

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 87

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	3 年 9 月 21 日	支 出 額	百万 千 円 5 4 3 9 6
使 途	事務印家賃(10月分) <送金料含む>	$60,000 \times 0.9 = 54,396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	

領 収 書 等 貼 付 欄

$$60,000 + 440 = 60,440$$

③ 事務印家賃(10月分)

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店 番	お取引内容
03-09-21	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N069	*60,000	
	残 高	
送金料金 *440円 振込予定日 03-09-21 タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、[REDACTED]（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文

（乙）[REDACTED]

整理番号

			1	1	0	-	1
--	--	--	---	---	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03 年 09 月 22 日 百万 千 円 6 4 0 0 0
支 出 額	※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上あるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使 途	10月分事務所賃借料
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

○ 承認する。以下「甲」という。)と、○ 承認する。不動産にかかる賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建物	名 称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日統結の事業用賃貸借契約書に基づく場所) (住居表示) 鴻巣市東3丁目1番18号 (住居表示)
面積	延べ面積	31.77m ²
附属施設	目的物件の引渡し時期	新築年月 平成12年12月
面積	公害水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

○ 承認する。	合和1年 7月 1日 から 合和4年 6月 30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 貸料等

賃料	月額 (内消費税等 6,400円)	管理・ 共益費 円)	月額 (内消費税等 6,400円)	家賃 保証料 附 属 施設料 月額 (内消費税等 6,400円)	田		
敷金	(賃料 ヶ月)	円	円	円	田		
保証金	(賃料 ヶ月)	円	毎年1.5分の1づつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)	円	田		
その他の条件							
貸与する數 本数	1	姓 N. 姓					
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。					田	
支払方法	口 振込 持参先	(振込手数料は借主の負担とする。)					
口 口座引落	委託会社名						

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 中尾致一 (自宅) TEL 048-541-8110 (会社名) 部署名 (携帯) TEL
----------------	---

110-12

頭書(6) 賃主及び管理業者	賃主 姓 名 住所 TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理条例業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産業協会の会員である場合に記載
管理担当者 氏名	(賃貸不動産管理士登録番号 ※賃貸不動産管理士の登録をされている場合に記載)

※賃主と連絡の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者 姓 名 住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし, その右解釈に所定の事 項を記載する。)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 生所 <input type="checkbox"/> 自家賃債務保証 <input type="checkbox"/> 会社の提供する 保証
---	--

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主は それぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1づつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

○ 承認する。	特約事項

整理番号

			1	1	1
--	--	--	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
【広聴・広報活動費】			
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	03 年 09 月 22 日	支 出 額	百万 千 円 3 5 2
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	10月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため		

領 収 書 等 貼 付 欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。MITSUBISHI

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
38042	03-09-22	10:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円)	(硬貨) (銀貨) (銅貨)	認証
百	百	百	百
お振込明細またはご案内			電信

お受取人	登録番号 0004		
	サイタマケンキ カイキ イン ナカヤシキ シ様		
ご依頼人	電話番号 048-541-8110	印紙税申告納付につき連和	
	取扱番号 300027	*****	税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

		60
--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
03年09月24日	支 出 額	128080
		※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務所家賃 155,100 (10月分) × 0.8 = 124,080 " 駐車場代 5000 (") × 0.8 = 4000 124,080 + 4000 = 128080 政務活動に使用する割合が 80% 以上であるため	
領収書等貼付欄	銀行信用金庫 内沼博史	

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代

$$5000 \times 4 \text{台} \times \frac{1}{2} = 20000$$

$$\text{内1台分} = 5000$$

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

普通預金				
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-9-24	送金	155,100	マイマスター(カ)	
03-9-24	送金	20,000	ヒラスマ(カ) カンリク(カ)	
10				
11				
12				

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約9.0. 75m²

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から

2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

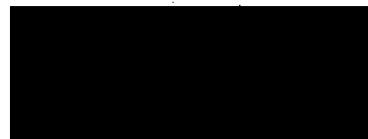
第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)駐車場代1台分6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人



2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徵収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあつた月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月3日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

マイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所 飯能市岩沢729-2

氏名 内沼 博史

丙：連帶保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第 号 氏名

駐車場賃貸契約書 <更新契約>

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちに賠償する責めを負う。

賃借人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	[REDACTED]	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月 / 日から令和5年6月より日迄の2年間とする。				

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

振込先	[REDACTED]	口 座	[REDACTED]		
メーカー、名称		名 義	[REDACTED]		

登録番号	
メーター	

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料は乙の負担とする。

本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
指定車両以外の車を置いてはならない。

乙は本駐車場を第三者に使わせたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。

乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されて
いる物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる
べき行為を一切なさざること。

乙の車に対して起きた事故、悪戻、盜難、天災地変による傷害、無断駐車等
について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決す
ることとする。

乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。
但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲
に支払う。

甲は駐車場の磨耗により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても
1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
今後、本契約期間中に消費税率の改定があつた場合には当然に新課税あるいは
新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ
れた料金を支払う事をあらかじめ承認する。

令和3年7月 / 日から令和5年6月より日迄の2年間とする。

貸主(甲)

住 所

氏 名

仲介者

(甲)代理人

商 号

住 所

電 話

氏 名

お勤め先

電話番号

ご自宅

(社 名)

重要事項再確認 ○ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。

振込手数料は乙の負担。

場内のトラブルは当事者間で解決する。

解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。

解約通知が遅れた分の賃料を支払う。

会員登録

整理番号

66

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【広聴・広報活動費】		
	5:広報費	
【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□ 3 年 □ 9 月 □ 24 日	支 出 額	百万 千 円
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	<p>県政調査活動に使用する割合が9以上であるため 政務活動費を充当する 支拂料(10月分) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員
十葉道也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



RESCHA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	* * * * *
取扱店	お取引日	時刻
56706	03-09-24	15:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)	おつり	
* * * * *		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)	(万円) (千円) (百円)	認証
内 内 内	内 内 内	内

お振込明細またはご案内

電信

登録番号 0002

チハ タツヤ様

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納付につき済和
取扱番号 240001 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

55,000
0 [振込手数料]

55,000

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2m² (4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃料) 月額金55,000円也 (税込)

(振込先)

名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもししくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人（甲） 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人（乙） 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号

151

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 9 月 <input type="text"/> 27 日	支 出 額	百万 千 円 <input type="text"/> 4 4 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場代 $5,500 \times 0.8 = 4,400$		

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

No.

領 収 証

入島修司様

平年 9月 27 日

★ 5,500円

但 10月分

上記正に領收回りました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

うな記載)、

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信[REDACTED]

(X-カ-車種)三菱 EKワゴン シルバー

(ナンバー) [REDACTED]

駐車場賃貸借契約書

第8条 (原状回復)

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 賃借人名札、接道区画番号(■■■)

第1条 (駐車場の用途)

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。
メーター：エスヤード 車種：エブリイワゴンナンバー：
着籍登録地内にほ 賃借人や指定者にて車両のサ 無車である。

第2条 (賃料)

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払う
ものとする。

第3条 (敷金)

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。
ものとする。

第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成3年3月1日から平成3年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知する
ものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条 (契約の更新)

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手
方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条 (賠償義務)

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与
えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条 (免責)

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発
生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第9条 (解除)

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要す
ることなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があつたとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があつたとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもつて第一審の管轄
裁判所とする。

第11条 (信義則)

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑惑が生じた場合、または本契約に定めのない事項が
生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

平成3年3月1日

賃貸人：住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人：住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

整理番号 94

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
【経常的経費】		
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 9 月 <input type="text"/> 27 日	支 出 額	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> 3 4 6
		※政務活動費を充当した金額を記載 $385 \times 0.9 = 346.5$	
使 途	備品(レンタルマット) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため		

領収書等貼付欄

様

2021年09月27日 11:42 No.2119451

新井一徳県政調査事務所

お問い合わせ番号: [REDACTED]

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配送日付: 20210927

順番: 017-50

設置場所:

9時半～17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。アクセスマット販ACHS
@350 1

小計:	¥ 350	消費税:	¥ 35	合計:	¥ 385
-----	-------	------	------	-----	-------

備考:

 株式会社クリーン・モア
 お問い合わせ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

 TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 集金日: 0
 ルート: C1105
 次回ルート: C1105

 営業担当: [REDACTED]
 配達担当: [REDACTED]
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0 1 0 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin: 0;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p style="margin: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin: 0;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p style="margin: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin: 0;">6:人件費 7:<input checked="" type="checkbox"/>事務所費 8:事務費</p> <p style="margin: 0;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------	--

支出年月日	0 3 年 0 9 月 2 7 日	支 出 額	百万 千 円 □ □ 9 9 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	秩父事務所 修繕等維持管理費		
領 収 書 等 貼 付 欄		空調器修理代 政務活動に使用する割合が9/10であるため 按分率11,000円×90%＝9,900円	

領收証

No. _____

自民党県議団 様 2021年 9月 27日

金額

9	1	1	0	0	0
---	---	---	---	---	---

内

但 空調器修理代

上記正に領収いたしました

LPガス・灯油・住宅設備機器・リフォー
株式会社 穗郡給排水指定工事店

有限会社 飯野商店

電話368-0034
埼玉県秩父市日野田町1-2-8
TEL <0494> 22-1617
FAX <0494> 22-7065



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

159

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	8:事務費	
9:資料購入・作成費			
10:交通費			

支出年月日	□ 3 年 □ 9 月 □ 27 日	支 出 額	百万 千 円
			□ □ 1 8 6 8 3

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃(本町事務所) 80,440×9/31×0.8=18,683
-----	--

領収書等貼付欄

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため(村井事務所使用期間)
(10/10~10/31)

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	03-09-27 送金
23	
24	

*80,000

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
○お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017		*****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
57102	03-09-27	14:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****	*****	*****	
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(未)	
角 円 角 円 角 円		円	

お振込明細またはご案内

電信

お受取人	登録番号 0001
ご依頼人	コリマノフアキ様

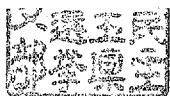
電話番号 048-758-1624
取扱番号 300096

*印は税を納付しない場合は印で消してあります。→

印紙税申納

付につき満和

*印は承認済



事務所使用許可契約書

この契約は、自由民主党埼玉県南第12区第2支部 支部長小島信昭（以下「甲」という。）が自由民主党埼玉県第1選挙区支部 支部長村井英樹（以下「乙」という。）に対し、事務所の使用に関し次のとおり許可する。

（趣旨）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる事務所（以下「事務所」という。）を乙に貸出し、乙はこれを借用するものとする。

（1） 所在地 埼玉市岩槻区本町5丁目5-12

（2） 事務所面積 29.75平方メートル

（使用料）

第2条 乙は、使用料として金100,000円（但し、光熱費・消耗品費を含む）を契約の前日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間・更新）

第3条 本使用期間は、令和3年10月10日～令和3年11月10日とする。

（契約の解除）

第4条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することが出来る。

（1）乙が契約の解除を申し出たとき

（2）乙が契約に違反したとき

（使用料の解除）

契約が解除されたときは、乙がすでに納めた料金は還付しない

（通知義務）

第5条 甲乙とも、本物件につき滅失・毀損・瑕疵の事実を知った場合は速やかにその状況を相手方に報告する義務を負う。

（乙の責任）

第6条 乙は、甲に損害を及ぼした場合は当然その責任を負う。

（免責事項）

第7条 乙は、次の各号に掲げる損害を受けたときは賠償責任を負わない。

（1）天災地変、第三者による事故・事件、公用徵集等不可抗力による損害

（2）その他、乙の責めに帰することができない事由による損害

（その他）

第8条 本契約に記載なき事項については甲乙協議して定める。

この契約書は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和3年10月9日

（甲）住所 埼玉県さいたま市岩槻区本宿298-5

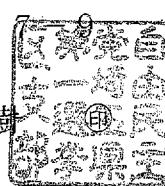
氏名 自由民主党埼玉県南第12区第2支部

支部長 小島 信昭

（乙）住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-2

氏名 自由民主党埼玉県第1選挙区支部

支部長 村井 英樹



本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	埼玉県議会自民院議員 小島信昭	TEL	048-758-1624
	住所	339-0074さいたま市岩槻区本宿298-5		
連帯保証人	氏名	別紙	団	TEL
	住所	[REDACTED]		

	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	代表者の氏名
宅地建物取引業者	商号又は名称 代表者の氏名	(有)宝来屋不動産商会 関根 正之	[REDACTED]	[REDACTED]印
	免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号	大臣知事()第 号
	免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]印
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	[REDACTED]
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	[REDACTED]

※団は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭(以下「乙」といいう。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	高橋ビル1階貸事務所		
所在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)		
構 造	木造(鉄骨造) 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ (3)階建/全()戸		
種 類	事務所	新築年月	平成11年4月
面 積	29.75 m ²		
附 属 施 設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額(消費税等 内消費税込等)	家 財 保険料	円
賃 金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		

その他の条件

賃与する鍵 の支払 方法	鍵 No. 本数	本	本
賃料等の支払時期 の支払 方法	毎月分を毎月末日まで 口持 参持 先 口座引落 委託会社名	本	本

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL

頭書(6) 賃主及び管理業者

管 理 業 者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会
所 在 地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産管理士:登録番号 浜曾賃不動産運営管理士の登録を受けている場合に記載)
所 有 者	氏名 住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に記載の事 項を記載する)	氏名 小島 信昭 住所
□家賃債務保 証会社の提 供する保証 主たる事務 所の所在地		

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。
--

頭書(9) 特約事項

その他の条件	一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。		
賃料等の支払時期 の支払 方法	毎月分を毎月末日まで 口持 参持 先 口座引落 委託会社名		

整理番号	102
------	-----

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	[] 3 年 [] 9 月 [] 27 日	支 出 額	百万 千 円 [] 6 [] 1 [] 2 [] 0 [] 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所 駐車場 貸借料 令和3年10月分		
		政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$	
領 収 書 等 貼 付 欄		長澤圭一郎 埼玉県議会自由民主党議員団	

21-9-27チリヨウトウ	68,000
	

(別紙にも整理番号(枚番)を付すこと。)

支出し 21.9.27 タイセイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書(住宅)

賃貸人

と 賃借人 逢澤 圭一郎

は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

種類 マンション

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

間取り 3DK

構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根

地上 4階 地下 1階

専有面積

52.66 m²

第1条(賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条(月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条(敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条(その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月1日

賃貸人 住所

氏名

賃借人 住所

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名称 埼玉県議会

勤務先電話番号 048-834-8111

<緊急連絡先>

住所

氏名

続柄

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名称

勤務先電話番号

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	

株式会社タイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 逢澤 圭一郎 [REDACTED] は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（ 令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、 令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000 円 (更新後の駐車場使用料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--	---------	-----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000 円 (消費税別途)
--------	-----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000 円	0円	0円	5,000 円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 1 日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [REDACTED]

携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会

勤務先電話番号 048-824-3111

<緊急連絡先>

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED]

携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED]

勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	(普通自動車)
登録番号	[REDACTED]	メーカー名	ホンダ
車名	アコード	色	白

<賃借住宅>

名称	刀根木一木アパート	部屋番号	101
----	-----------	------	-----

株式会社タイセイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

20-03-19改

物件コード [REDACTED]

賃貸契約No. [REDACTED]

契約者コード [REDACTED]

使用者コード [REDACTED]

整理番号	0	0	5	1
------	---	---	---	---

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費				

支出年月日	0 3 年 0 9 月 2 9 日	支 出 額	百万 千 円 4 6 7
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	10月分清掃用フロアモップレンタル料 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1／2按分とする。 (按分した場合の積算方法) $935 \times 0.5 = 467$		

領 収 書 等 貼 付 欄

自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領 収 書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1528-6
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
0120-00-5695



No. 100175973300

発行日 2021年 9月 29日 次回訪問日 2021年 10月 27日 取引現金

商品・サービス 内容	製約数	前回残	単価	納品回数	品目	納品回数	金額	回数	正額	備考
フロアモップ F FM-DF 4W	1	1	935	1	1	1	935			

印紙 万円以上 占 付	前回未収残	税抜金額	消費 税	合計 金額		領 収 額	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	合計金額		訂正後 領收額
				訂正後	合計金額				850	85	

確認サイン

担当者名

本領収書を用いて、(1)現金、(2)支票、(3)決済引換にてご返却いたしました。(4)銀行口座振替にてご返却いたしました。(5)支票が記載されてない場合は、(6)現金のみの手取扱いとみなされます。

*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 106

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7: <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額 <input type="text" value="500000"/>	<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	政務活動費 10月分 $50000 \times 8/10 = 40000$		

領収書

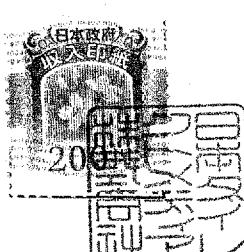
No. 610

領収日 2021年09月29日

関根信明 様**金額 50,000 円**

2021年10月分政務調査事務所家賃

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額:

50,000円

消費税額等:

0円

〒331-0821
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明様

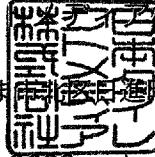
日付 : 2021年09月29日

請求書番号 : 609

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレクトテクノロジー株式会社
〒331-0823
埼玉県 さいたま市桜新町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年10月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1ヶ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

		1	7	9
--	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費				

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>3</td><td>年</td><td>9</td><td>月</td><td>29</td><td>日</td></tr></table>	3	年	9	月	29	日	支 出 額	百万 千 円
3	年	9	月	29	日				
使 途	事務所賃借料(9月分)								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上あるため

$$60,000 \times 0.9 = 54,000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

					-	
--	--	--	--	--	---	--

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	03-09-29	0400	04
お取引種別	お引出し		
カード番号(口座番号)	****		取扱店番号 0135
お取引金額	¥60,000	0129	カード銀行番号(有効支店番号)
残高			
お取引時刻	17:47	ご利用手数料	¥220

ご案内
お受取人

様

依頼人
イイヅカトシヒコ様
0495212542



足利銀行 このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 飯塚 俊彦 (以下「乙」という。)と
連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のな
いことを示します。

(1) 賃 貸 借 の 目 的 物 の 表 示 等	名 称	小島南事務所		
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7 (住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号	家 屋 番 号	1976 番 7
	種 類	事務所		
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建		
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他の使用可能面積	敷地面積 約 280 m ²
	物件の所有者	(住所) [REDACTED]	(氏名) [REDACTED]	
(2) 賃 貸 借 の 目 的 物 の 表 示 等	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税)
	敷 金	(賃料の ケ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税)
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雜 費	(月額) 円 (消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の 1 ケ月分
		<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円込	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円込	
保証金の償却	<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から 10 日以内に補填しなければならない。)			
礼 金	(賃料の ケ月分) 円 (消費税) (込)	付属施設料	(月額) 円 (消費税)	
火災等保険料	実費			
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
賃料・管理・共益費 及び・雜費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	振 込 先 普通 口座 No. [REDACTED] (フリガナ) [REDACTED]	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金 60,000 円	
	口座名義人 [REDACTED]	翌月分を毎月末日迄ご前払 (翌月分前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。		

(3) その 他	付属施設					
	正面玄関	No.	個	No.		
	東側出入口	No.	個			
					合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年4月吉日						

(特約事項)

- 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
- 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和3年4月10日

	貸主・甲	借主・乙
(フリガナ)	[REDACTED]	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7
電話番号	[REDACTED]	TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏名	[REDACTED] [REDACTED]	飯塚俊彦 [REDACTED]

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	印
-------------------	-----------------------------	---	---

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免許番号	
所在地	本庄市銀座二丁目10番9号	所在地	
商号	有限会社 鈴木不動産	商号	
代表者	代表取締役 鈴木 純	代表者	
電話	0495-21-1155	電話	
FAX	0495-22-6304	FAX	
宅地建物取引士(自署押印)		宅地建物取引士(自署押印)	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
氏名	[REDACTED]	氏名	印

整理番号 184

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	3年9月29日	支 出 額	百万 千 円 5 564
使 途	ダスキン 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $6182 \times 1.9 = 5563.8$		
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団	

お名前
高木功介事務所 様

納品・請求書
兼 領 収 書

株式会社スタート
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-9
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

ダスキンファンチャーチセミナー加

さいたま市浦和区常盤2丁目
9-19

実行日 2021年 9月 29日 次回訪問日 2021年 10月 27日 取引 現金

No. 100253168500

商 品 サ ー ビ ス 内 容	契約数	前回残	単 価	納 品		納 品		回 収		訂 正	
				新 品	回 収	金 額	納 品	回 収	金 額	誤差額	
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1 1	1320	1 1	1320					
吸塵・吸水マットS・R(抗ウイルス)	DWSR	4W	1 1	1430	1 1	1430					
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1 1	1672	1 1	1672					
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	1 1	825	1 1	825					
フロアモップF	FM-DF	4W	1 1	935	1 1	935					

前回未収残	預 け 金	消 費 税	合 计 金 額	領 収 額
5,620	562		6,182	6,182

確認サイン

担当者名
[REDACTED]

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

46

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
6:人件費	7:事務所費	8:事務費	
9:資料購入・作成費		10:交通費	

支出年月日	□ 3 年 □ 9 月 □ 30 日	支出額	百万 千 円
		19098	※政務活動費を充当した金額を記載

使途	駐車場賃貸料	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため
----	--------	------------------------

領収書等貼付欄	株式会社不動産 駐車料(10月) 横川雅也事務所 $21,220 \times 9/10 = 19,098$ 県政調査室 (220円手数料)
---------	--

年 - 月 - 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
2003-09-30	送金	*21,220	カ)マツホリフトウサ	
2				
3				

11

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場（自動車保管場所）契約書
【法人用】
新規

所在地	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
名称	Ohana駐車場 第 [REDACTED]号		
車種	軽自動車	その他	色 [REDACTED]
賃料	月額 7,000 円 (税込) × 3台	※更新事務手数料1ヶ月相当分×3台	
賃料等 支払方法	支払期日：毎月末日 支払方法：振込入金にて支払う 振込先：[REDACTED] 口座 [REDACTED]		
契約 期間	西暦 2021年9月1日より 西暦 2023年8月31日まで 満 2年間 (期間満了の場合甲乙協議の上更新することができる)		
車庫証明書等 の 発行手数料	1台・1か所・1回につき 3,300円 (税込)		

上記に基づき賃貸人を甲、賃借人を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払いは上記支払期日までに翌月分を甲の指定する方法で支払うものとする。
尚、振込費用および振替費用は乙の負担とし、万一1か月なりとも滞納する場合は、
甲は何等の催告を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第2条 乙は無断で契約の車以外を置いてはならない。また、貸借権の譲渡ならびに転貸をしてはならない。なお、契約の車・賃貸人・緊急先の各記載内容に変更があった場合、乙は直ちにこれを甲に通知しなければならない。
- 第3条 乙は車両を、上記の契約の場所以外に置いてはならない。通路は十分空けて、他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は駐車場を清潔に使用、管理し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持ち込み、定位の境界の侵害、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第5条 乙の車両につき、駐車場内で他車による事故発生もしくは天災地変等による損害または火災、盗難、他車の侵害等が発生しても甲は乙に対し一切の責任を負わないものとする。
- 第6条 甲または甲の代理人は、駐車場の保全、防犯、防火、救護等に関し必要あるときは、隨時車内に立ち入り、必要措置を講ずることができる。
- 第7条 乙またはその使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場、その施設や駐車場の他の自動車等に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第8条 乙が本契約各条項のいずれかに違反したときは、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第9条 本契約終了後2か月を経過しても、乙が車両等の残置物を本駐車場内に存置させている場合は、乙は、これらの残置物の所有権を放棄したとみなされることに予め同意し、甲がこれらを処分しても異議を述べないものとする。なお、同処分費用は乙が負担するものとする。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する場合は1か月以上前に通告し、通告から解約日までが1か月未満の場合は1か月分の賃料を支払うものとする。契約終了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡し、立退き料その他一切を請求しないものとする。
- 第11条 再契約時、乙は、新賃料の1か月分相当額を更新手数料として支払うものとする。
- 第12条 自動車保管場所使用承諾証明書は乙の申請に基づき甲が発行するものとし、その場合は所定の発行事務手数料を申し受けるものとする。
- 第13条 甲の所有するアパートの入居者で駐車場も賃借する場合、アパートの賃貸借契約が解約された際は同時に駐車場の契約も解約されるものとする。
- 第14条 取得したメールアドレスは、弊社キャンペーン情報等のメールマガジン配信・お客様との連絡目的としてのみ使用する。

46-3

特約条項

- *月極駐車場の解約手続きは、解約日（15日もしくは月末日）の1か月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

西暦 2021年9月1日

賃貸人（甲）住所

〒 [REDACTED]

氏名

[REDACTED]

代理人住所

〒355-0028

埼玉県東松山市箭弓町2丁目3番2号

氏名

株式会社 松堀不動産

代表取締役 堀越 宏一

賃借人（乙）住所

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

法人名／代表者名

横川雅也事務所 県政調査室

TEL

TEL (0493)77-5050

FAX

FAX (0493)77-1000

担当部署名

担当者名

役職

事務員

メールアドレス

@

緊急連絡先 住所

〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

フリガナ

氏名

横川雅也事務所 県政調査室

続柄

自宅TEL

TEL (0493)77-5050 携帯TEL

FAX (0493)77-1000

国土交通大臣免許（2）第8828号

仲介会社

埼玉県東松山市箭弓町2-2-12

株式会社 松堀不動産 東松山西口店

代表取締役 堀越 宏一

TEL 0493 (23) 6666

備考欄

契約物件名
/部屋番号

担当印

整理番号

311

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	8:事務費
	10:交通費	

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
令和3年09月30日	297000	
※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	事務所家賃費(令和3年7月～令和3年9月のヶ月分)	

領 収 書 等 貼 付 欄

③事務所家賃

330,000 円 × 0.9 = 297,000 円
政務活動に使用する割合が9/10であるため

領 収 証	支 出 の 様 式	様 式
金額	330,000	円
内訳	現金	支票
現金	小切手	現金
小切手	手形	現金
手形		現金
消費税額等(%)		
ヨタヨタテクニク		

2021年 9月 30日 上記正に領收いたしました

○印

*領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

美田 宗亮 様

令和元年9月

消費税率変更に伴う価格変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 令和元年10月からの消費税率8%から10%への改定に伴い、

私どもの事務所家賃についても消費税率を変更することとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら 10月以降の納入分より、消費税率を10%に改定させて

いただきたくお知らせ申し上げます。

何とぞご高承のうえ今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」といふ。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称			階 号室 区画番号()
	所在 地	(住居表示)三郷市采女 1-91		
	(登 記 簿)			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ ()階建／全()戸		
	種 類			新築年月 平成 3 年 月
	面 積	20.66 m ²		
附屬施設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2019年 4月 1日 から 2022年 3月 31 日まで(3年間)

年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 2021年 6月 30 日から 2021年 12月 31 日まで

頭書(4) 費料等

賃 料	月額 円 (内消費税等 円) ¥108,000	共益費	月額 円 (内消費税等 円) ¥100,000	家 貢 保険料	円
敷 金	¥1,000,000 円 (賃料 ヶ月) ¥1,000,000	更新料		附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円) ¥100,000
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却		事務手 数料	円 ¥27,000
その他の条件					
貸与する鍵 本 数	鍵 No. 本 数				本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 日まで				

3—(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持参	持参先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、そ の右欄に所定の事項 を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
	□家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

甲、乙、仲介業者で協議の上

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気水道家具含む
2. 駐車場 1台含む
3. 更新契約です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月1日

甲・貸主	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
乙・借主	氏名 美田宗亮 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 三郷市彦成1-98-6	

A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 埼玉県三郷市彦成2-34-1 有限会社 七福開発 取締役 小林 048-957-0032	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号	埼玉県 大臣 () 第19399号	免許証番号	大臣 () 第 号
免許年月日	平成25年8月27日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名 [REDACTED]	氏 名 [REDACTED]	登録番号 [REDACTED] () 第 号
	業務に従事する事務所名 有限会社 七福開発 取締役 小林充則	業務に従事する事務所名 事務所所在地	登録番号 TEL
	事務所所在地 TEL 048-957-0032		

※ 団は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

- 第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
 - 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
 - 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。
- 1 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
- 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号

25

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□3年□9月□30日	支 出 額	百万 千 円 □ □ 4 5 0 0 0
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 事務所の自家賃 政務活動に使用する割合が9割以上なので按分する $50000 \times 0.9 = 45000$		
領 収 書 等 貼 付 欄	埼玉県議会自由民主党議員団		

領 収 証

阿左美健司様 令和3年9月30日

★ ￥ 50,000-

但 10月分家賃として。
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という。）と賃借人 阿左美 健司（以下、「乙」という。）とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物（以下「本件建物」という。）について、建物賃貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結した。

第1条（本契約）

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- | | |
|---------|---|
| （1）対象物件 | 後記表示の通り |
| （2）使用目的 | 事務所 |
| （3）賃料 | 月額 5万円（賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする） |
| （4）契約期間 | 令和3年8月1日から令和4年7月31日 |

第2条（賃貸借期間）

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条（賃料の支払い）

1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

第8条（禁止事項）

- 乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
 - (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

- (2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき
- (3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条（当然終了）

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

- (1) 本件建物が滅失したとき
- (2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき
- (3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

第11条（現状回復義務）

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

（建物の表示）

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41m²

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] ●

乙) 住所 株父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名 阿左美 健司 ●

整理番号 146-1

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	8:事務費
9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	□3年□10月□1日	支 出 額	百万 千 円 □□□ 5 3 2 4 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃(10月分) 自民党立候各支部と折半 共同事務所にツキ $6655019 \times \frac{8}{10} = 53240$		
政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため			

領 収 証

No. 007069

浅井 明 様

2021年10月24日

金額

¥133,100-

但し森田ビル201 10月入金 10月分賃料として
 上記の金額正に領収いたしました

取入印紙

内訳

税抜金額

消費税額等(%)



株式会社
ベストハウジング

- 本社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

14(-2)

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 費料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)	
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額			
保証金(敷金) の償却・敷引		1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賃借金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
礼金		円		円		
		バ 円				
賃料等の 支払方法	支 払 時 期	翌月分を 每月 27 日までに支払う				
	■ 振込 口					
	振込先金融機関名・支店名				口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ			
振入手数料負担者	借主	持参先				

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
住所				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

146-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ケ月分 □	円

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 三井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ■ 代理

取引態様 □ 媒介 □ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第 [REDACTED]

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハ

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 [REDACTED]

登録番号

宅地建物取引士 [REDACTED]

宅地建物取引士

整理番号

147-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin: 0;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p style="margin: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin: 0;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p style="margin: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin: 0;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="margin: 0;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>									

支出年月日	□ 3 年 □ 10 月 □ 1 日	支 出 額	百万 千 円
使 途	事務所看板代(10月分) $5,500\text{円} \times 8/10 = 440\text{円}$		

※政務活動費を充当した金額を記載

政務活動に使用する割合が $8/10$ 以上であるため

領 収 証

No. 007071

浅井 明 様

2021年10月24日

金額

¥5,500-

但し森田ビル201 10%入金 10月分看板代と以此上記の金額正に領収いたしました

收 入
印 紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



株式会社
ベストハウジング



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市冰川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 独協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市冰川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3850-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3883



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

47-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 費料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円 · 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円 · 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金) の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賃借金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。		
		円	円
礼金	△ 円		
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う	
	振込口		
	振込先金融機関名・支店名		
	口座番号	口座名義人・フリガナ	口座種別
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額 8,194,400 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有・□ 無)

更新料の金額 ■ 新賃料の 1 ヶ月分 □ 円

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所

氏名

電話番号

借主 住所

越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 清井 明

電話番号 048(962)5777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 □ 媒介 ■ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第

取引態様 □ 媒介 □ 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハ

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号

登録番号

印

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

整理番号

 189

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>3</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>1</td><td>日</td><td>化</td></tr></table>				3	年	10	月	1	日	化
			3	年	10	月	1	日	化		
支 出 額	<table border="1"><tr><td>百万</td><td>千</td></tr><tr><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table> 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $360000 \times .9 = 324000$)	百万	千	3	2	4	0	0	0	円	
百万	千										
3	2	4	0	0	0	円					
使 途	旅費・来客用駐車場代										
支 出 先	(有)ケイブランニング										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号 区画番号()		
	(登記簿)	さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() ／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()／ (3)階建／全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
	面 積	61.55 m ²		
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等) 100,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等) 3,000円 円)	家 貢 保険料	18,500円
敷 金	100,000円 (賃料 1ヶ月)	礼金	150,000円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円 円)
保証金	円 (賃料 ケ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 N.0. 本 数	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで				
賃料等 の支 払 方 法	□振込 □持参 □口座引落	[REDACTED]			
	持 参 先				
	委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL
	(会社名・部署名) (携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号			国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED])	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	□連帯保証人 家賃債務保 証会社の提供 する保証	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
		家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする
2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする
3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	高木功介	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED] (別紙承諾書により認証)	印	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称 有限会社ケイプランニング	商号又は名称
	代表者の氏名 小池 東司	代表者の氏名
免許証番号 埼玉県 大臣知事 (12)第 7531 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
免許年月日 平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名 [REDACTED]	氏 名
	登録番号 [REDACTED]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 有限会社ケイプランニング	業務に従事する事務所名
事務所所在地 さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

ドムス菱屋賃貸借契約 一部変更契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という)
との間に、令和元年6月18日甲・乙間において取り交わした事業用賃貸借
契約(事務所) (以下基本契約という) の一部変更に関し、下記の
通り契約をする。

第1条 賃貸借契約書第1条の賃貸借契約期間を令和3年7月1日より
令和5年6月30日迄の2年間に変更する。

第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了
した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年6月18日

甲 :

乙 : さいたま市浦和区常盤2-9-19-202

自由民主党政務調査事務所

代表 高木功介

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14

(有) ケイコヨニコワ
代表取締役 小池東司

駐車場（自動車保倉場所）契約書

が発生しても甲は乙にに対し責任を負わないものとする。
 第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によつて駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

所 在 地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名 称	さかえパークリング内 第 [REDACTED]号
車種及びナンバー	[REDACTED]トヨタブリッツ
賃 料	1ヶ月 金17,000円也

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の~~1~~ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

（特約項） 1. 「賃料の振込先」

第1条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払う
 第2条 賃料の支払いは銀行口座に払い込むものとする。
 第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、
 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

（1）駐車場内で粗暴な運転は行わないこと。
 （2）ゴミ等は一切捨てないこと。
 （3）深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。
 第9条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
 有限公司 ケイプランニング
 代表取締役 小池東

TEL 048-824-1423

整理番号

148-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちようふ

経費区分

(該当する経費の番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 7:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費																																				
	支	出	年	月	日	支	出	額	百	万																											
	□	3	年	□	10	月	□	2	千	円																											
								9	6	80																											
	※政務活動費を充当した金額を記載																																				
	使	途	事務所馬鹿連場にて (10月分) 12000円 × 8/10 = 9680円																																		
	政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため																																				
	領収書等貼付欄																																				
	 とちぎんキャッシュサービス ご利用明細票 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">お取扱日</td> <td style="width: 10%;">お取扱店</td> <td style="width: 10%;">機番</td> <td style="width: 10%;">銀行番号</td> <td style="width: 10%;">支店番号</td> <td style="width: 10%;">口座番号</td> <td style="width: 10%;">お取引種類</td> </tr> <tr> <td>031002</td> <td>0026</td> <td>035</td> <td></td> <td></td> <td>**00001</td> <td>お振込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番 2836</td> <td>万円 1</td> <td>五千円 0</td> <td>三千円 0</td> <td>千円 0</td> <td>500 100 50 10 5 1</td> <td>お取引金額 ¥12,100</td> </tr> <tr> <td>お取引時刻 13:36</td> <td>通番 002929</td> <td>手数料 ¥440</td> <td>おつり</td> <td></td> <td>お取引後残高 ¥7,522</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">TOCHIGI BANK 板木銀行</p>										お取扱日	お取扱店	機番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類	031002	0026	035			**00001	お振込み	受付通番 2836	万円 1	五千円 0	三千円 0	千円 0	500 100 50 10 5 1	お取引金額 ¥12,100	お取引時刻 13:36	通番 002929	手数料 ¥440	おつり		お取引後残高 ¥7,522
お取扱日	お取扱店	機番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類																															
031002	0026	035			**00001	お振込み																															
受付通番 2836	万円 1	五千円 0	三千円 0	千円 0	500 100 50 10 5 1	お取引金額 ¥12,100																															
お取引時刻 13:36	通番 002929	手数料 ¥440	おつり		お取引後残高 ¥7,522																																
ご 案 内 裏面のご案内もあわせてご覧ください。																																					

埼玉りそな銀行 南越谷支店
 普通 口座番号1442614
 ブランカエステート(カ 様へ
 アサイ アキラ 様から
 電話番号048-962-5777 振込通番0000075

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

696

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5
 名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 [] 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)
 []

賃 料： 売ヶ月金12, 100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和3年5月1日より令和4年3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一売ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除しその即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用せること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3 年 5 月 1 日

貸主（甲） 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 氏名 文化エステート株式会社
 電話 代表取締役 中山 寧子
 048-985-6134

借主（乙） 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 茂井 明
 電話 048-962-5227

整理番号 75

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費											
	0	3	年	1	0	月	0	4	日	他		
	支	出	額	百万	千	円	1	5	9	2	7	0
	※政務活動費を充当した金額を記載											

支出年月日	03 年 10 月 04 日 他	支 出 額	百万 千 円 1 5 9 2 7 0
使 途	事務所賃貸料(令和3年11月～令和4年1月分として) 199,088 × 0.80 = 159,270.0		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料(令和3年11月～令和4年1月分として)

⑤高橋稔裕

政務活動に使用する割合が8/10のため按分します

$$440 \times 66,000 \div 139,622 = 208$$

$$66,000 \times 3 + 440 \times 2 + 208 = 199,088$$

$$199,088 \times 0.8 = 159,270$$

別紙明細

198,000

1088 [振込手数料]

199,088

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 75 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料
(令和3年11月～12月分として)
⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 KONICA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56707	03-10-04	17:42
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	万円	千円
万円	千円	円
お振込明細またはご案内		
電信		
お受取り	サイタマケソシキン	
取扱人	普通 0661651	
人	クキミツビ"クリ"ト"ウシヤハンハ"イ(カ様	
登録番号	0001	
ご依頼人	タカハシトシヒロ セイムカット"ウツ"ムシヨ様	
電話番号	09018170065	
取扱番号	500010	
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 KONICA

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	03-11-02	16:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	万円	千円
万円	千円	円
お振込明細またはご案内		
電信		
お受取り	サイタマケソシキン	
取扱人	普通 0661651	
人	クキミツビ"クリ"ト"ウシヤハンハ"イ(カ様	
登録番号	0001	
ご依頼人	タカハシトシヒロ セイムカット"ウツ"ムシヨ様	
電話番号	09018170065	
取扱番号	600004	
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 75 - 3

領 収 書 貼 付 欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記 ③事務所賃貸料(令和4年1月分として)

振込額139,622円の内

139,622 - [REDACTED] = 66,000

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

⑤高橋稔裕

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56706	03-12-03	09:12
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥139,622	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万 千 千 円 円 円	印 認 証	
お振込明細またはご案内 おサイタマケソシソキン カリ	電 信	
普通 0661651 クキミツヒ"リ"ト"ウシヤハソル"イ(カ様 登録番号 0001		
タカハシトシヒロ セイムカット"ウツ"ムシヨ様		
電話番号 09018170065 取扱番号 300014	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

221053

領 収 証

お客様名

高橋 稔裕 様

令和4年12月9日



200円

金額	百万	四	千	百	十	円
		4	6	6	0	0

上記の通り正に領収いたしました

但	御 支 払 内 訳	備 考
修理代(当・掛)	現金(当掛)	
部品代	小切手	
車輌代(新・中)	手形・枚	
登録費	下取車	
(※)保険料	振込	66,000
取得税		
自動車税	合計	66,000
重量税		
納車手数料		
車庫証明		
代行料		
名義変更料		
消費税		
合計		



久喜三菱自動車販売株式会社

本社 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0036) TEL0494(21)3355
 久喜店 埼玉県久喜市上清久1206-1 (〒346-0036) TEL0494(23)1785
 幸手店 埼玉県幸手市上高野1丁目486 (〒340-0159) TEL0494(45)3511
 白岡店 埼玉県白岡市西1-6-3 (〒349-0205) TEL0494(92)8401
 B.R.C.久喜 埼玉県久喜市上清久1193-1 (〒346-0036) TEL0494(23)3191
 ヒュンダイ埼玉 東埼玉県幸手市上高野1丁目455-1 (〒340-0159) TEL0494(46)8510

注…複写でないもの、金額を訂正したもの、社印及び扱者の印のないものは無効です
 (※)上記保険料は仮領収証であり、後日正規の保険料領収証をお届けします。その際には、上記保険料の領収に関する部分は無効となります。

賃貸借契約書

令和3年4月10日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1					
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社					
賃借人	住所	加須市 丸羽 454-2					
	氏名	高橋 総裕					
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)						
賃料	1ヶ月 60,000円 (別途、消費税)						
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。						
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。						
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。						
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日	満 1 年間					
	※ただし、期間満了3ヶ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。						
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。						
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能						
振込先	口座番号 [REDACTED] [REDACTED] (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)						

整理番号

			77
--	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
	5:広報費	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	03年10月12日 他	支 出 額	百万 千 円 3 9 6 0
使 途	フロアマット等	3年10月～12月分 1,100 × 0.9 × 4ヶ月 = 3,960 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため	
領 収 書 等 貼 付 欄		③ フロアマット、モップ	
別 紙	• 10月分 10月 12日 • 11月分 11月 9日 • 12月分 12月 7日 • R4.1月分 12月 28日		

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領 収 書

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 3年12月28日 次回記録日 2月1日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単価	納品予定期		区分	納品・回収訂正	訂正数
				数量	金額			
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495			
BSH ベーシックマット	RRRRR	1	605	1	605			

印 紙

5万円以上

貼 付

前回未収残	合 計 金 額	内 消 費 税	領 収 紙
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領收紙
(10%)	1,100	100	1,100

(0016839) 伝票 NO.0002231883

受領サイン担当者名DUSKIN
DUST CONTROL

77-2

須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領 収 書

納品日 3月10日 次回訪問日

11月9日 B火

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 数量
			数量	金額		納品数	金額	
BS BSH モップ ヘーシックマット	RRRRR RRRRR	1 1 1 1	495 605	1 1	495 605			

前回未収残	合計金額	内消費税	領收額
訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領收額	
(10%) 1,100	100	1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002212712
受領サイン
指当者名 [REDACTED]

須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領 収 書

納品日 3月11日 次回訪問日

12月7日 B火

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 数量
			数量	金額		納品数	金額	
BS BSH モップ ヘーシックマット	RRRRR RRRRR	1 1 1 1	495 605	1 1	495 605			

前回未収残	合計金額	内消費税	領收額
訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領收額	
(10%) 1,100	100	1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002219570
受領サイン
指当者名 [REDACTED]

須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領 収 書

納品日 3月12日 次回訪問日

12月28日 B火

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

商 品 名	契約数前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正		訂正後 数量
			数量	金額		納品数	金額	
BS BSH モップ ヘーシックマット	RRRRR RRRRR	1 1 1 1	495 605	1 1	495 605			

前回未収残	合計金額	内消費税	領收額
訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領收額	
(10%) 1,100	100	1,100	

(0016839) 伝票 NO.0002226621
受領サイン
指当者名 [REDACTED]

整理番号

			5	9
--	--	--	---	---

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="13"/> 日 <i>11月10日</i> <i>支 出 額</i> <i>12月8日</i>	百万 千 円 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 1980
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>		
使 途	<i>ダスキン リンティモット レンタル 2475 × 0.8 = 1980</i>	

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

DUSKIN
喜びのタネをまごう

No. 988609

領 収 書

R3 年10月13日

山 口 様

金額				9	825	円

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】
 お客様の個人情報は商品のお届けや同梱、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。
 なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業者等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります)。

割印

但 H.A.

上記金額正に領収致しました。

領取内訳	お買上額	825 円
	内消費税額	95 円

取扱者印

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-1
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557



※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 59 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

DUSKIN
喜びのタネをまごう

領 収 書

山 12 様

金額			9	825	円
----	--	--	---	-----	---

No 987886

R3 年 11 月 10 日

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓼田

有限会社いわい

〒349-0122 蓼田市上2丁目5-1

TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

收 入
印 紙

但 H-H

上記金額正に領収致しました。

領 収 内 訳	お買上額	825 円	取 扱 者 印
	内消費税額	75 円	

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまごう

領 収 書

山 12 様

金額			9	825	円
----	--	--	---	-----	---

No 985779

R3 年 12 月 8 日

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配達業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100
※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓼田

有限会社いわい

〒349-0122 蓼田市上2丁目5-1

TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

割印

收 入
印 紙

但 H-H

上記金額正に領収致しました。

領 収 内 訳	お買上額	825 円	取 扱 者 印
	内消費税額	75 円	

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号

		8	3
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費	
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費	
	9 : 資料購入・作成 10 : 交通費	

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td>3</td><td></td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td>1</td><td>0</td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td>1</td><td>5</td></tr></table> 日 他		3			1	0		1	5	支出額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>			2	2	4	4
	3																	
	1	0																
	1	5																
		2	2	4	4													
※政務活動費を充当した金額を記載																		

使 途	ダスキン使用料 (按分の積算方法 2,805 円 × 8/10)
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄																			
但し、ダスキン 10月分～12月分として 埼玉県議会自由民主党議員団																			
納品・領収書 No. 0000873671 神尾 たかよし 様																			
納品日 3年10月15日 次回は 月 日曜日																			
指 当																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">商 品 名</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">前回残</th> <th style="text-align: center;">今回回収</th> <th style="text-align: center;">今回残</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">FM-DR プロアーモップF</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">935</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">* 納品合計10% 935 内消費税 ***</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>		商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残	FM-DR プロアーモップF	1	935	1			* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			
商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残														
FM-DR プロアーモップF	1	935	1																
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85																	
	領 収 額 935 ←																		
政務活動に使用する割合が8%以上であるため																			

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 83 - 2

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書

No. 0000877901
神尾 たかよし 様

納品日 3年11月12日 次回は 月 日

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

曜日

担当

商 品 名	数 量	金 额	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印 紙
5万円以上
貼 紙

領 収 額
935

前回支取額

納品・領収書

No. 0000881389
神尾 たかよし 様

納品日 3年12月10日 次回は 月 日

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

曜日

担当

商 品 名	数 量	金 额	前回残	今回回収	今回残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印 紙
5万円以上
貼 紙

領 収 額
935

前回支取額

整理番号

1109

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	10:交通費
8:事務費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
□□3 年 □□月 □□日	支 出 額	□□□□□ 4203
※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	9月分事業ゴミ処理代	
	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため	
	$4,400 \times 0.9 = 3,960$	
	$270 \times 0.9 = 243$	

MIZUHO みずほATMコーナーご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号
2021-10-15	0178856 普通
店番号 C	お取引口座番号
0001-	*****
振込手数料	手数料金額
270**	4,400
お取引内容	お取引後回数
電信振込	*****
時間	利用手数料
0951***0-075200-10227458	0-075200-10227458
三郷	

現金感覚で使える みずほJCBデビット取扱中! くわしくは窓口まで
亀有信用金庫
三郷支店
ユネモトセイソウ 様

アイザワ ケイイチロウ 様

発信番号81A15075200001W

1314 0008469257

逢澤圭一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

￥270 [振込手数料]

しないこと。
が足りない場合は、別紙を併用すること。
(別紙)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※複数した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 109-2

お客様コードNo. [REDACTED]

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

No.

(発行日 3年10月4日)

有限会社 根本清掃

〒341-0044

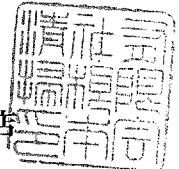
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

T E L : 048-955-2466

F A X : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856



PAGE 1

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(3年9月30日締切分)

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商 品 名	数量	単位	単価	金額
3 930	336	9月分ゴミ処理代基本料	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			<御買上額:	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		直引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2021年10月15日

NO. _____

¥ 4,400 -

但し 9月分事業ごみ代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税
¥ 400 -
現 金
小 切 手

屎尿浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
屎尿浄化槽清掃
有限会社 根本清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
TEL (048) 955-2466
FAX (048) 956-6197

收 入
印 紙

係
J104953

整理番号

107

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	3年10月18日	支 出 額	百万 千 円 5 4 3 9 6
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(11月分) <small>(送金料を含む)</small>	60.440 × 0.9 = 54.396
政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領 収 書 等 貼 付 欄

$$60.000 + 440 = 60.440$$

⑨事務所家賃(11月分)

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	お取引内容
03-10-18	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N206	*60,000	
	残 高	
送金料金	*440円	
振込予定日	03-10-18	
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③便途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、[REDACTED]（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 [REDACTED]

（乙）[REDACTED]

整理番号

 170

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
-------------------------------------	---	--	--

支出年月日	<table border="1"><tr><td> </td><td>3</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>18</td><td>日</td></tr></table>		3	年	10	月	18	日	支 出 額	百万 千 円 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>7</td><td>1</td><td>5</td></tr></table> ※政務活動費を充当した金額を記載							7	1	5
	3	年	10	月	18	日													
						7	1	5											
使 途	ダスキンレンタル代 $1,430 \times \frac{1}{2} = 715$																		
領 収 書 等 貼 付 欄		政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の接分とする																	

お客様名 [REDACTED] 2370 4875 8162 4120
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領 収 書

株式会社ダスキンサークル北関東
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0890

発行日 2021年 10月 18日 次回訪問日 2021年 11月 15日 取引現金 No.100303841100

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品・品目			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	1	660	1	1	660	
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	1	770	1	1	770	

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領收額	確認サイン	
					担当者名	[REDACTED]
	1,300	130	1,430	1,430		

印紙
5万円以上
貼付

DUSKIN

DDust会員募集中!! 担当店コード【80001471】

186

(4)発行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、末口に備記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 781

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	13 年 10 月 20 日 11/22, 12/20
支出額	百万 千 3 2 6 7 0 0 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small>
使途	<small>政務活動に使用する割合が9/10以上あるため</small> <small>(按分した場合の積算方法 121,000 × 0.9) × 3ヶ月</small> <small>(R4)</small> 事務所賃借料(11・12・1月分)
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



78-2

更新

賃貸借契約書

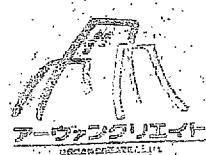
川口市本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様

(有)アーヴンクリエイト

川口市本町4-5-32 フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005



78-3

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という)と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という)との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12

物件名 川口本町リハイム

号室 102号 面積 38.58 平方メートル (11.67坪)

構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建

2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。

2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃料)

1 賃料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)

2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。

3 賃料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。

但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

第五条 (賃料の改定)

1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

第六条 (敷金)

1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。

2 敷金には利息をつけない。

3 乙は敷金をもって賃料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他の本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあつた場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費・金~~三~~三〇円(消費税込み)を月賃料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は關係の有無、利用の度合い等を勘案して変更するがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
 (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 (ロ) 光熱関係の経費
 (ハ) 電話関係の経費
 (ニ) 給排水に関する経費
 (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれか負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一條 (延滞損害金)

- 1 乙が賃料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4%の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に關する部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。
 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務公庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があつたとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(二)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があつた時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

78-6

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めたときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかつたときは、甲は敷金よりこれを控除充当し取去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 末記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、末記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てる 것을要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させること。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

78-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置（立て看板等）は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイル管理規約、及び川口本町リハイル理事会の指示を遵守すること。

78-8

令和 2 年 11 月 4 日

貸主 氏名 _____ 印
住所 _____
電話 _____

貸主 氏名 _____
住所 _____
電話 _____

借主 氏名 川端香樹
住所 埼玉県川口市本町 1-6-10
電話 _____

連帯保証人氏名 _____
住所 _____
電話 _____

仲介業者 有限会社 アーヴアンクリエイト
住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5
フジタ川口マンシ _____ 号
代表者 代表取締役 和久井 誠
電話 048-227-0008
免許 埼玉県知事(2)第22120号
取引士 _____
和久井 誠

整理番号

79

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□□年□□月□□日 11/22. 12/20
支出額	百万 千 □□ 5 9 4 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動に使用する割合が9/10以上あるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月 事務所駐車場代 (11. 12. /月分)
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



79-2

賃貸借契約書

川口1丁目パーキング N

永瀬秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

79-3

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車
の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No. [REDACTED]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 費料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヶ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヶ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。

第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。

第10条

1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。

2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

79-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更のあったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

- 1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。
- 2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかるわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

79-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3階
名 称 株式会社 トータルホーム
電 話 03(3598)9234



乙 住 所 埼玉県川口市本町 1-6-10

氏 名 永瀬 久樹

電 話 (048)223-6050

勤務先

所在地

会社名

電 話

その他緊急連絡先



79-7

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目バーキング	駐車区画地	[REDACTED]
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧契約内容		新契約内容	
旧契約期間		新契約期間	
2020年5月1日から 2021年4月30日まで		2021年5月1日から 2022年4月30日まで	
月額 22,000円		月額 22,000円	
内訳 家賃 20,000円		内訳 家賃 20,000円	
消費税 2,000円		消費税 2,000円	
円		円	
【追記事項】			

注意事項	今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。
------	---

2021年4月15日

賃主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル4階 (有限会社千葉 代理人)	[REDACTED]
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	[REDACTED]
	氏名	永瀬 秀樹	
連帯保証人	電話番号	048-223-050	[REDACTED]
	住所		
	氏名		実印
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号		
	[REDACTED] 田中 利明		

整理番号

15

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□3年□10月□24日	支 出 額	百万 千 円 □ □ 49 500
使 途	政務活動費(11月分) (接分した場合の積算方法)		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	03-10-24	14:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
(1万円)	(5千円)	(1千円)
角 円	角 円	角 円
お振込明細またはご案内	印 証	印 証
[REDACTED]	電信	
登録番号 0002		
チハ"タツヤ様		
電話番号 [REDACTED]	印紙税申告納付につき済和	
取扱番号 240001	*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→	税務署承認済

55,000

0

〔振込手数料〕

55,000

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2m² (4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃料) 月額金55,000円也 (税込)

(振込先) [REDACTED]

名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付隨する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号 102

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p style="margin: 0;">【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="margin: 0;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p style="margin: 0;">【広聴・広報活動費】</p> <p style="margin: 0;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p style="margin: 0;">【経常的経費】</p> <p style="margin: 0;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="margin: 0;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>									

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
03年10月25日	支 出 額	384240
		※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	11月25日、12月24日 政務活動に使用する割合が10以上あるため 事務所家賃 令和3年11月へ令和4年1月分 駐車場代 1台 令和3年11月～令和4年1月分	

領 収 書 等 貼 付 欄	
	$155,100 + 5000 = 160,100$
	$160,100 \times 0.8 = 128,080$
	$128,080 \times 5ヶ月分 = 384,240$
	事務所費 → メイケンベター(株) 駐車場代 → 平沼(株)
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。	
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 102-1

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

飯能信用金庫

支那人
内沼博史

支賃内訳

支賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代:

1台5000円×4台
=20000
内 1台分
5000

13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20	D 3-10-25	送金	155,100 ×12月タ-カ
21			
22	D 3-10-25	送金	20,000 ヒラヌカ カトリカ
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40	D 3-11-25	送金	155,100 ×12月タ-カ
41			
42	D 3-11-25	送金	20,000 ヒラヌカ カトリカ
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			



普通預金

6

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3	D 3-12-24	送金	155,100 ×12月タ-カ	
4				
5	D 3-12-24	送金	20,000 ヒラヌカ カトリカ	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75m²

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から

2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費5000円(消費税別)駐車場代1台分6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

- 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

- 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
- 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
- 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
- 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
- その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

- 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
- 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徵収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

- 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
- 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
- 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあつた月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月3日

甲：賃貸人住所 飯能市双柳373-12-1F

マイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人住所 飯能市岩沢729-2

氏名 内沼博史

丙：連帯保証人住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号（ ）第 号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各自一通を所持する。

第 14 条 令和3年5月6日

駐車場名	双柳駐車場	番号	No. [REDACTED]	駐車料金	月額 20,000 円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	<u>令和3年7月1日から令和5年6月30日迄の2年間とする。</u>				
振込先	[REDACTED]	口座	[REDACTED]		
		名義	[REDACTED]		

メーカー、名称		色		登録番号	
---------	--	---	--	------	--

第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。

振込手数料は乙の負担とする。

本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

指定車両以外の車を置いてはならない。

乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。

乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。

乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されて

いる物品の持込みをしたり、走行の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等

について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決す

ることとする。

乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。

但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲

に支払う。

甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても

1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

仲介者	(甲)代理人	住所	埼玉県飯能市仲町2-3
貸主(甲)	氏名	商号	兎平沼株式会社
	電話番号	電話	042(972)7808
お勤め先	(社名)	電話番号	ご自宅 042(972)6432

お勤め先 (社名)

重要事項再確認 ○ 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。

○ 振込料は乙の負担。

○ 場内のトランクルームは当事者間で解決する。

○ 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。

○ 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 112

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
[] 3 年 [] 1 月 [] 2 5 日 他	支出額 385 × 3 × 0.9 = 1,039.5	百万 [] [] 1 0 3 9 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
使 途	備品(レンタルマット) <small>政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため</small>	

領 収 書 等 貼 付 欄

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

112

- 2 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書

2021年10月25日 14:32
No.2124997新井一徳県政調査事務所
様お問合せ番号 : [REDACTED]
住所 :
北本市中央1-81TEL:048-594-1600
契約日付 : 20110826
配送日付 : 20211025
順番 : 017-50
設置場所 :
9時半~17時半 土日休毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。アクセスマット灰ACHS
1 @350
¥350小計 : ¥350
消費税 : ¥35
合計 : ¥385

備考 :

株式会社クリーン・モア
お問合せ先 : 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号TEL : 03-3857-2233
FAX : 03-3857-1233
締日 : 0
集金日 : 0
ルート : C1105
次回ルート : C1105
営業担当 : [REDACTED]
配達担当 : [REDACTED]
URL : <http://www.clean-more.ne.jp>*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2021年11月19日 13:59
No.2131209新井一徳県政調査事務所
様お問合せ番号 : [REDACTED]
住所 :
北本市中央1-81TEL:048-594-1600
契約日付 : 20110826
配送日付 : 20211119
順番 : 017-50
設置場所 :
9時半~17時半 土日休毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。アクセスマット灰ACHS
1 @350
¥350小計 : ¥350
消費税 : ¥35
合計 : ¥385備考 :
お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願ひ致します。株式会社クリーン・モア
お問合せ先 : 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号TEL : 03-3857-2233
FAX : 03-3857-1233
締日 : 0
集金日 : 0
ルート : C1105
次回ルート : C1105
営業担当 : [REDACTED]
配達担当 : [REDACTED]
URL : <http://www.clean-more.ne.jp>*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2021年12月16日 14:28
No.2136560

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号 : [REDACTED]
住所 :
北本市中央1-81TEL:048-594-1600
契約日付 : 20110826
配送日付 : 20211216
順番 : 017-50
設置場所 :
9時半~17時半 土日休毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。アクセスマット灰ACHS
1 @350
¥350小計 : ¥350
消費税 : ¥35
合計 : ¥385備考 :
お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願ひ致します。株式会社クリーン・モア
お問合せ先 : 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号TEL : 03-3857-2233
FAX : 03-3857-1233
締日 : 0
集金日 : 0
ルート : C1105
次回ルート : C1105
営業担当 : [REDACTED]
配達担当 : [REDACTED]
URL : <http://www.clean-more.ne.jp>*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



整理番号

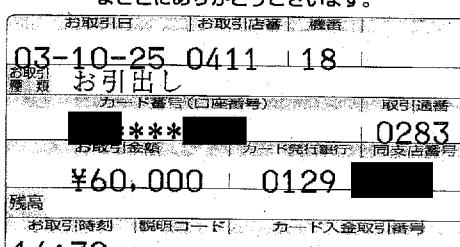
1	9	5
---	---	---

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】				
	1:調査研究費	2:グループ活動費			
【広聴・広報活動費】					
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費		
【経常的経費】					
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費		
	9:資料購入・作成費	10:交通費			

支出年月日	□3年□10月□25日	支出額	百万 千 円 162000
使途	事務所賃借料 (10月分) 12		

領収書等貼付欄	
政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $60,000 \times 0.9 = 54,000 \times 3$ ヶ月 $= 162,000$	
ご利用明細票 いつも足利銀行をご利用いただき まことにありがとうございます。	
	
ご依頼人 イイツカトシヒコ様 0495212542	
印紙税申告納付につき字都合 *足利銀行 *このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。	

整理番号

- 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	03-11-27	お取引店番	機器番号
お取引種別	お引出し	カード番号(印座番号)	取引通番
		***	0021
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	同支店番号
残高	0129		

ご案内 ご利用手数料 ¥330

お受取人 [REDACTED]

様
ご依頼人
イイヅカトシヒコ様
0495212542

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	03-12-27	お取引店番	機器番号
お取引種別	お引出し	カード番号(印座番号)	取引通番
		***	0089
お取引金額	¥60,000	カード発行銀行	同支店番号
残高	0129		

ご案内 ご利用手数料 ¥220

お受取人 [REDACTED]

様
ご依頼人
イイヅカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納

付につき宇都宮

* * * * *

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

• このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

印紙税申告納

付につき宇都宮

* * * * *

1万円	5千円	2千円	千円	5百円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行

• このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 飯塚 優彦 (以下「乙」という。) と
連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という。) とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
貸借契約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のな
いことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所		
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7 (住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号	家 屋 番 号	1976 番 7
	種 類	事務所		
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建		
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²
	物件の所有者	(住 所) [REDACTED]	(氏 名) [REDACTED]	
(2) 賃貸借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	賃 料	(月額) 60, 000 円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税)
	敷 金	(賃料の ケ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税)
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板 使用料等 雜 費	(月額) 円 (消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の 1 ケ月分
		<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円込	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円込	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> その他	(償却分は、償却時から 10 日以内に補填しなければならない。)	
	礼 金	(賃料の ケ月分) 円 (消費税) (込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税)
	火災等保険料	実費		
	契 約 期 間	令和 3 年 4 月 11 日 から 令和 6 年 4 月 10 日迄の 3 年間		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理・共益費 及び・雜費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
	振 込 先	[REDACTED]	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
	普通 口座 No.	[REDACTED]		
	(フリガナ)	[REDACTED]		
	口 座 名 義 人	[REDACTED]	金 60, 000 円	
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月分前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。				

(3) その他	付 属 施 設					
	正面玄関	No.	個	No.		
	貸す 与る 鍵一覧	東側出入口	No.	個		
					合計	個

鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年4月吉日

(特約事項)

- 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
- 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和3年4月10日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ)	[REDACTED]	〒
住 所	[REDACTED]	〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7
電 話 番 号	[REDACTED]	TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ)	[REDACTED]	飯塚俊彦
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
(フリガナ)	〒 (住所)	〒 (住所)
連帯保証人・丙	(氏名)	(氏名)
	印	印
	(電話番号)	(電話番号)

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	
宅地建物取引士(自署押印)		宅地建物取引士(自署押印)	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印

整理番号

173

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	
9:資料購入・作成費	8:事務費	
10:交通費		

支出年月日	□□ <u>3</u> 年 <u>10</u> 月 <u>25</u> 日	支 出 額	百万 千 円 □□□ <u>4</u> <u>2</u> <u>9</u> 0 <u>1</u>
-------	---------------------------------------	-------	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃(不町事務所) $80,440 \times \frac{20}{30} \times 0.8 = 42,901$
-----	---

領収書等貼付欄

(村井事務所使用期間)
(1/1 ~ 1/10)

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

年 - 月 - 日	摘要	お支払金額	お預り金額
03-10-25	.送金	*80,000	
03-10-25	.手数料	*440	

(④先1丁目、⑤死石小記載されていること)(記載かまびき物口は、示口)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 REQUA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取引店	お取引日	時刻
38108	03-10-25	10:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)	おつり	
*****	*****	
お取引現金内訳	認証	
(1万円) (5千円) (1千円)	万	千
円	円	円

お振込明細またはご案内	電信
登録番号 0001	
ヨリマノアキ様	
電話番号 048-758-1624	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 400171	

*印紙税を納付しない場合は印で消してあります。 →



事務所使用許可契約書

この契約は、自由民主党埼玉県南第12区第2支部 支部長小島信昭（以下「甲」という。）が自由民主党埼玉県第1選挙区支部 支部長村井英樹（以下「乙」という。）に対し、事務所の使用に関し次のとおり許可する。

（趣旨）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる事務所（以下「事務所」という。）を乙に貸出し、乙はこれを借用するものとする。

（1） 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12

（2） 事務所面積 29.75平方メートル

（使用料）

第2条 乙は、使用料として金100,000円（但し、光熱費・消耗品費を含む）を契約の前日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間・更新）

第3条 本使用期間は、令和3年10月10日～令和3年11月10日とする。

（契約の解除）

第4条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することが出来る。

（1）乙が契約の解除を申し出たとき

（2）乙が契約に違反したとき

（使用料の解除）

契約が解除されたときは、乙がすでに納めた料金は還付しない

（通知義務）

第5条 甲乙とも、本物件につき滅失・毀損・瑕疵の事実を知った場合は速やかにその状況を相手方に報告する義務を負う。

（乙の責任）

第6条 乙は、甲に損害を及ぼした場合は当然その責任を負う。

（免責事項）

第7条 乙は、次の各号に掲げる損害を受けたときは賠償責任を負わない。

（1）天災地変、第三者による事故・事件、公用徵集等不可抗力による損害

（2）その他、乙の責めに帰することができない事由による損害

（その他）

第8条 本契約に記載なき事項については甲乙協議して定める。

この契約書は、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和3年10月9日

（甲）住所 埼玉県さいたま市岩槻区本宿298-5

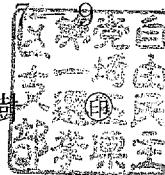
氏名 自由民主党埼玉県南第12区第2支部

支部長 小島 信昭

（乙）住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-2

氏名 自由民主党埼玉県第1選挙区支部

支部長 村井 英樹



本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	埼玉県議会自民党議員 小島信昭	TEL	048-758-1624
	住所	339-0074 埼玉市岩槻区本町 298-5		
連帯保証人	氏名	別紙	団	TEL
	住所	[REDACTED]		

	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL	[REDACTED]
宅地建物取引業者	商号又は名称 代表者の氏名	(有)宝来屋不動産商会 関根 正之	商号又は名称 代表者の氏名	[REDACTED]
	免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号	大臣知事()第 号
	免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名	[REDACTED]
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」といいます。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭(以下「乙」といいます。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	高橋ビル1階貸事務所		
所在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12		
(登記簿)	木造、 鉄骨 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・整量鉄骨造・その他()/ (3)階建/全()戸		
種 類	事務所	新築年月	平成11年4月
面 積	29.75 m ²		
附 属 設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 国長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	80,000 円 円)	家 財 保険料	円
敷 金	継続 (賃料 1ヶ月)	80,000 円		

その他の条件

貸すする建物 賃料等の支払方法	鍵 No. 本数	本	本	本
賃料等の支払方法	支払 方法	翌月分を毎月 末 日まで	賃主指定の口座へ振込支払いする。	

頭書(6) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名) (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL
	(会社名、部署名)

頭書(6) 賃主及び管理業者

賃 主	氏名 住所

頭書(7) 乙の権利の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定的事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 □家賃債務保 証会社の提供 する保証	氏名 住所

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。
一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

頭書(9) 特約事項

その他の条件	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで

整理番号

1	7	4
---	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
3:広聴費		4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
6:人件費		7:事務所費	8:事務費
9:資料購入・作成費		10:交通費	

支出年月日	<table border="1"><tr><td>1</td><td>3</td><td>年</td><td>10</td><td>月</td><td>25</td><td>日</td></tr></table>	1	3	年	10	月	25	日	支 出 額	百万 千 円 <table border="1"><tr><td>4</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	4	4	0	0
1	3	年	10	月	25	日								
4	4	0	0											
使 途	駐車場代(本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$													

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

8年10月25日

★ 5,500円

但 11月分

上記正に領収いたしました

内 訳 _____

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

電話 _____

(うな記載)、

ヨウモウケイヨウ 1935
※複数箇所に複数枚提出する場合は、複数枚提出する旨を明記する。

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信 [REDACTED]

(X-カーチェック)三菱 エコワゴン シルバー

(ナンバー) [REDACTED]

駐車場賃貸借契約書

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

賃貸人：[REDACTED] と、賃借人：[REDACTED] とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があつたときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヶ月分以上怠つたとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれに準ずる行為があつたとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があつたとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）
本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもつて第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）
賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑惑が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成3年3月3日

賃貸人：住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] [REDACTED]

賃借人：住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] [REDACTED]

第4条（契約期間）
1.契約期間は、平成3年3月3日から平成3年3月3日までとする。
2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1.賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賃償義務）
賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

整理番号

206

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令 年 / 10 月 25 日、11 月 25 日、12 月 24 日						
支 出 額	百万 千 月額7700円×3カ月=23,100円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td>1</td><td>8</td><td>4</td><td>8</td><td>0</td></tr></table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上あるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)		1	8	4	8	0
	1	8	4	8	0		
使 途	駐車場賃借料 10 月～ 12 月 分						
支 出 先	(株)ABCハウジング						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<物件の表示>

所在地 埼玉県ふじみ野市丸山 475

名称 丸山第2駐車場

<車種プレートナンバー>

<賃料> 7,700 円

<保証金> 7,560 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和3年7月1日より令和4年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 3 年 7 月 6 日

貸 主 (甲)	住 所	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED] [REDACTED]
借 主 (乙)	住 所	埼玉県ふじみ野市丸山下-3-601
	氏 名	渡辺 大 [REDACTED]
仲介人	住 所	埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107
	氏 名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠貢 夕子 [REDACTED]
取引士	登録番号	[REDACTED]
	氏 名	[REDACTED] [REDACTED]

整理番号

65

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	
9:資料購入・作成費	8:事務費	
10:交通費		

支出年月日	□□ 3年10月26日	支 出 額	百万 千 円 157500
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務費 10月・11月・12月分 政務活動に使用する割合が7/10以上であるため $225,000 \text{ 円} \times 0.7 = 157,500$ $75,000 \times 34 = 225,000$		

領 収 書 等 貼 付 欄	埼玉県議会自由民主党議員団																		
<p style="text-align: center;">しきさんチヤンクレーバー お取扱明細票</p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>03 10 26</td> <td>1251045リ-0041</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カード発行金融機関-店番-口座番号</td> </tr> <tr> <td>1251-</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>お取引金種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お 引 出</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥ 550 通帳貰</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>09:56</td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td>お取引後残高</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[振込手数料]</p> <p>※ ※ ※ ※ お受取人</p> <p>ご依頼人 ウメサワ ヨシカズ様</p> <p>印紙税申告納 税務署承認済</p> <p style="text-align: center;">◎ 川口信用金庫 C-10-1</p> <p>※領収書等には、①年月日、②支拂いしたこと(一部記載がない場合は、余白に補記すること)、 ③発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>		ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番	03 10 26	1251045リ-0041	カード発行金融機関-店番-口座番号		1251-	*****	お取引金種		お取引内容	お 引 出	手数料	¥ 550 通帳貰	時刻	09:56	説明コード	お取引後残高
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番																		
03 10 26	1251045リ-0041																		
カード発行金融機関-店番-口座番号																			
1251-	*****																		
お取引金種																			
お取引内容	お 引 出																		
手数料	¥ 550 通帳貰																		
時刻	09:56																		
説明コード	お取引後残高																		

建物賃借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」)

という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」とい
う) を賃貸借する

建物の表示; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18 m²

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和2年1月から令和5年5月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押
印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)

梅沢佳一

賃借人(乙) 久喜市栗橋東 2-5-8

整理番号

		1	3	3
--	--	---	---	---

 - |

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	0 <input type="checkbox"/> 3 年 1 <input type="checkbox"/> 0 月 2 <input type="checkbox"/> 6 日
支 出 額	百万 千 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 6 4 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	11月分事務所賃借料
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 桂一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸特契約書に 添付した賃事務所図面に基づく掲示)		
所在地	(住居表示) 滝泉市東3丁目11番18号 (住居表示)		
建物構造	木造・鉄骨造 縦筋コンクリート造・鉄骨筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ (1)階建/全()戸		
種類面積	事務所 (賃貸事務所)	新築年月	平成12年12月
附屬施設	公営水道メータ一(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1箇		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	[REDACTED]		
事務所	[REDACTED]		

頭書(3) 契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月 30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 6,400円)	保険料	円	家財 保険料	円
敷 金	(賃料 ケ月)	円	円	円	円	月額 (内消費税等 6,400円)	円
保証金	(賃料 ケ月)	円	毎年15分の1づつ償却	するものとする。(保証金 の補償はしない。)	円	月額 (内消費税等 6,400円)	円

その他の条件

貸与する賃料等の本数	[REDACTED]
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。
賃料等の支払方法	[REDACTED] (賃料取扱は借主の負担とする。)
口座引落	[REDACTED]

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (住当者)	(氏名) 中屋敷 桂一 (自宅)TEL [REDACTED]
(勤務所)	(会社名・部署名) (携帯)TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者	[REDACTED]
貸 主	氏名 [REDACTED]
所 在 地	TEL [REDACTED]
管 理 業 者	商号又は名称
所 在 地	TEL [REDACTED]
質 貸 住 宅 管 理 業 者 登 録 制 度 登 録 号	国土交通大臣()第 [REDACTED] 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員登録番号	[REDACTED]
管理担当者 氏名	[REDACTED]
所 有 者 氏名	[REDACTED]
所 有 者 住所	[REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保	[REDACTED]		
担保の方法	□連帯保証人	□本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に既定の事 項を記載する。	氏名 住所
□家賃債務保証 会社の提供する 保証	□家賃債務保証 会社の提供する 保証	家賃債務保証会社 住所	主たる事務所の所在地
頭書(8) 更新に関する事項	[REDACTED]		

頭書(8) 更新に関する事項	契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主は それぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1を支払うものとします。		
頭書(9) 特約事項	[REDACTED]		

整理番号

		1	3	4
--	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	03 年 10 月 26 日	支 出 額	百万 千 円 3 5 2
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	11月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上あるため		

領 収 書 等 貼 付 欄	<div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> キャッシュレスサービスご利用明細 </div> <div style="font-size: small; color: gray; margin-bottom: 5px;"> 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 15%;">取引銀行</td> <td style="width: 15%;">取引店</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38041</td> <td>03-10-26</td> <td>13:48</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥80,000</td> <td>¥440</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引後の残高(円)</td> <td colspan="3">おつり</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td>お取引現金内訳</td> <td colspan="3">(1万円) (5千円) (1千円) (1円)</td> </tr> <tr> <td>お振込明細またはご案内</td> <td colspan="3">(支) 認証</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="3">電信</td> </tr> <tr> <td colspan="4">登録番号 0003</td> </tr> <tr> <td colspan="4">サイタマケンキ カイキ イン ナカヤシキ シ様</td> </tr> <tr> <td colspan="4">電話番号 048-541-8110</td> </tr> <tr> <td colspan="4">取扱番号 400058</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;"> *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	取引銀行	取引店	口座番号		0017		*****		取扱店	お取引日	時刻		38041	03-10-26	13:48		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥80,000	¥440		お取引後の残高(円)	おつり			*****	*****			お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円) (1円)			お振込明細またはご案内	(支) 認証			お受取人	電信			登録番号 0003				サイタマケンキ カイキ イン ナカヤシキ シ様				電話番号 048-541-8110				取扱番号 400058				*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
取引銀行	取引店	口座番号																																																															
0017		*****																																																															
取扱店	お取引日	時刻																																																															
38041	03-10-26	13:48																																																															
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																																															
振込	¥80,000	¥440																																																															
お取引後の残高(円)	おつり																																																																
*****	*****																																																																
お取引現金内訳	(1万円) (5千円) (1千円) (1円)																																																																
お振込明細またはご案内	(支) 認証																																																																
お受取人	電信																																																																
登録番号 0003																																																																	
サイタマケンキ カイキ イン ナカヤシキ シ様																																																																	
電話番号 048-541-8110																																																																	
取扱番号 400058																																																																	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →																																																																	

整理番号 42

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費		
7:事務所費		
8:事務費		
9:資料購入・作成費		
10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
03 年 10 月 27 日	6831	※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	03. 11. 24 03. 12. 22 タスキン代	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $2530 \times 3 = 7590$ $7590 \times 0.9 = 6831$

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No. 0003539671		(納品・領収) 書		2021年10月27日	
0060758 松沢正事務所					
商品名	数量	金額	前回残	今回収	次回訪問日
KGS-H	1	880	1		11月27日です
NFM-DS	1	825	1		お約束の日に
NH-S	1	825	1		ねうかがいします。
					D水 00999
納品合計	10%	2530			担当 [REDACTED]
内 消 費 税		230			おしらせ [REDACTED]
右金額正確に 領収いたしました。		領収額	2530	前回 未収額	0
 株式会社 タスキンエポック 〒343-0002 埼玉県越谷市平方立野2005-1 越谷営業所 電話(048)979-8600 FAX(048)979-8088					

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かること)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 42 - 1

領收書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No.0003552017 (納品・領収) 書 2021年11月24日

0060758 松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回残	今回回収	今回残
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計	10%	2530			
内消費税		230			
右金額正に 領収いたし ました。	領収額	2530	前回 未収額	0	

様 次回訪問日 2021年12月24日 印紙 5万円以上
DUSKIN 貼付
 パンフレット
 お約束の日に
 おうかがいします。
 D水 00999

担当 [REDACTED] Tel. [REDACTED]

おしらせ

株式会社 タスキンエボック
 〒343-0002
 埼玉県越谷市平方立野2005-1
 越谷営業所
 電話(048)979-8600
 FAX(048)979-8080



伝票No.0003565027 (納品・領収) 書 2021年12月22日

0060758 松沢正事務所

商品名	数量	金額	前回残	今回回収	今回残
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計	10%	2530			
内消費税		230			
右金額正に 領収いたし ました。	領収額	2530	前回 未収額	0	

様 次回訪問日 2021年1月9日 印紙 5万円以上
DUSKIN 貼付
 パンフレット
 お約束の日に
 おうかがいします。
 D水 00999

担当 [REDACTED] Tel. [REDACTED]

おしらせ

株式会社 タスキンエボック
 〒343-0002
 埼玉県越谷市平方立野2005-1
 越谷営業所
 電話(048)979-8600
 FAX(048)979-8080



整理番号

			6	0
--	--	--	---	---

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【広聴・広報活動費】			
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	□□3年□10月□27日	11月29日 支 出 額 12月27日	百万 千 円 □□153912
使 途	事務所家賃 10月～12月 $192,390 \times 0.8 = 153,912$		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

□□03-10-27 .振替	*64,130 エボスカート"
□□03-11-29 .振替	*64,130 エボスカート"
□□03-12-27 .振替	*64,130 エボスカート"
$192,390$	

久保林業 レジデンシャル 株式会社

:(うな記載)、

④元11台、⑤外車ノ1台車セイレーレー即戦ハシミツイタコは、ホロトメ用田リセイ。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動更新の為、契約書はございません

60-2

349-0123
埼玉県蓮田市本町6-7 サンクヴェール 506号室

「ROOM iD」ご契約内容のご案内

山口 京子 様



201907231 100011 0000254# 1/1



003000

この度は家賃保証サービスをご契約いただき、まことにありがとうございます。

早速ですが、ご契約内容に関する書類を送付いたしますのでご確認ください。

株式会社 エポスカード

●ご契約内容

ご契約者名	山口 京子 様	お問合せ番号	[REDACTED]
-------	---------	--------	------------

	金額	お支払日
家賃等	63,500円	2019年 9月 4日 より毎月 4日 (9月家賃) より
基本保証料	31,750円	2019年 9月 4日 (1回限りのご請求です)
月次保証料	630円	2019年 9月 4日 より毎月 4日
お支払方法	エポスカードによるお支払い	

*「口座引落し」のお客様は、お支払日が金融機関休業日の場合 翌営業日がお引落しとなります

*お家賃等のお支払額は毎月お届けする、ご利用代金明細でご確認ください(毎月10日以降に送付致します)

*上記記載の金額は家賃立替委託契約書および保証委託契約書で締結の金額となっております

●同封物について

- ・「ROOM iD」ご契約内容のご案内(当書面)
- ・「ROOM iD」ポイント充当サービスのご案内

*お問い合わせ・相談

◆「ROOM iD」サポートデスク 0120-75-0101
[9:30~20:00]

◆「ROOM iD」ホームページ
<http://www.01epos.jp/roomid/>



お問い合わせにつきましては「契約者ご本人」様からお願い致します

ご本人様以外の方からのお問い合わせでは詳細の情報開示が出来かねますのでご了承ください

貸室賃貸借契約書

【賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙として、甲と乙は表記内容および裏面条項を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。
 本賃貸借契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自1通を保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール			地上 5階 506 号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7			
構造	鉄骨	間取	1K	面積 25.5 m ²

■ 契約条件

契約時	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額		
	鍵交換		¥24,840		賃料	¥58,000		
	預り金_クリーニング代		¥32,400		共益費	¥5,500		
契約期間	2019年07月21日 から 2021年07月20日 まで			付帯契約	なし			
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし				
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。							

契約締結日 2019年07月21日

賃貸人(甲)	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	実印
	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 さいたま営業所長 相馬 宏	
賃貸人代理 (甲の代理人)	住所		
	氏名		
賃借人(乙)	住所	蓮田市上1-3-16	印
	氏名	山口京子	
連帯保証人 (丙)	住所		印
	氏名		
	住所		印
	氏名		

■ 特約事項

※退去時のクリーニング費用に関する例外の特約
 原状回復に関する費用の一般原則は第17条に定めるとおりとするが、乙は例外として、専門業者による全体の
 ハウスクリーニング費用金30,000円（消費税別）については、乙の負担とすることに合意する。
 なお、市場価格の変動等により加算される場合がある。

以下余白

物件管理者	管理者名	住友林業レジデンシャル株式会社
	電話番号	0486485981

宅地建物取引業者	免許番号	国土交通大臣 知事() 第 号
	所在地	
	商号(名称)	印
	政令使用人	
宅地建物取引士	登録番号	知事 第 号
	氏名	印

自動更新のお知らせ
(現況報告書ご提出のお願い)

2021年4月吉日

〒 349-0123
埼玉県蓮田市本町6-7
サンクヴェール 506

山口 京子 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご契約をいただいております、下記記載物件(駐車場などを含む)の契約満了時期がまもなく到来いたします。ご契約は同条件にて、下記記載の通り自動更新されますのでお知らせいたします。

また、更新に合わせまして、現在のお客様の状況を確認させていただきたく存じます。つきましては、右にあります「現況報告書」に必要事項をご記入の上、同書類を弊社までご返送いただけます

しょうか。(お手続き方法の詳細につきましては、下記「◆お手続きについて」欄をご覧下さい。)

お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆物件名 サンクヴェール 506号室

◆契約期間

現在の契約期間	⇒	更新後の契約期間
2019年7月21日 ~ 2021年7月20日		2021年7月21日 ~ 2023年7月20日
2年契約		2年契約

更新料等のご請求がございます。添付の請求書をご確認のうえお支払いをお願いいたします。
更新されずに、退去される場合において、更新料等のお支払方法が口座振替(保証会社による口座振替を含む)の場合、解約の受付日により、更新日前の解約であっても、更新料が引落しされる場合があります。その際は、解約時にご精算させていただきますので、あらかじめご了承ください。

◆お手続きについて

以下の記載に従って、お手続きをお願いいたします。

①右の現況報告書をご覧いただき、各項目の空欄部分を全てご記入下さい。
※初期表示内容に誤りがある場合は、お手数ですが訂正をお願いいたします。

②ご記入後、返信用封筒にて現況報告書を弊社担当店までご返送下さい。
※下に記載の返信期限までにご返送をお願いいたします。

※切り離して現況報告書のみご返送いただいても、そのままご返送いただいてもどちらでも構いません。

以上

現況報告書を、2021年6月末日までにご返送をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》

住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-1 三谷ビル5階

TEL : 048-648-5981 FAX : 048-648-5985

CB190007441C

整理番号

1117

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
3:広聴費		4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	□3年□10月□27日	支 出 額	百万 千 円 □□□61□700
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所 駐車場 貸借料 令和3年11月分		政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68.000 \times 0.9 = 61.200$
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団	

21-10-27チヨウヨウトウ 68,000

最終行にはお取引の明細が記入されません、通帳縁越のお手続きをお願いいたします。

支拂 21.10.27 カ) タイエイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書(住宅)

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 齋澤 壱一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類	マンション
名称	加藤ヨーボラス	部屋番号	0101
構造	鉄筋コンクリート 造 陸屋根	地上	4階 地下

階建 専有面積 52.66 m²

第1条(賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条(月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条(敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条(その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月1日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 齋澤 壱一郎

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-934-8711

<緊急連絡先> 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED] 携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED] 勤務先電話番号 [REDACTED]

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
齋澤 壱一郎	本人	昭和56年09月16日	男	埼玉県議会	[REDACTED]

株式会社タイガード
川口営業所住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [REDACTED] と 貸借人 逢澤 圭一郎 [REDACTED] は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（令和元年 06月 01日を始期とする自動車駐車場一時使用契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

駐車区画 [REDACTED]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、令和03年 06月 01日から令和05年 05月 31日までの2年0ヶ月間とします。また、貸借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	5,000円 (更新後の駐車場使用料の税抜金額の1.00ヶ月分、消費税別途)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--	---------	-----------

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

駐車場使用料	5,000円 (消費税別途)
--------	----------------

第3条（敷金） 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における貸借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	5,000円	0円	0円	5,000円

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021/6月/日

賃貸人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [REDACTED]

携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 埼玉県議会

勤務先電話番号 048-834-2211

<緊急連絡先>

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

続柄 [REDACTED]

自宅電話番号 [REDACTED]

携帯電話番号 [REDACTED]

勤務先名称 [REDACTED]

勤務先電話番号 [REDACTED]

<本件自動車>

車種	軽自動車	小型自動車	(普通自動車)
登録番号 [REDACTED]		メーカー名 ホンダ	
車名 フィット		色 ブラック	

<賃借住宅>

名称	アパート 101号室	部屋番号	101
----	------------	------	-----

株式会社タイセイ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコファレントインシュア

20-03-19改

物置番号 [REDACTED]

賃貸契約No. [REDACTED]

契約者コード: [REDACTED]

使用者コード: [REDACTED]

整理番号 0066

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費								
	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 33.33px;"></td> <td style="width: 33.33px;"></td> <td style="width: 33.33px;"></td> <td style="width: 33.33px;">1</td> <td style="width: 33.33px;">4</td> <td style="width: 33.33px;">0</td> <td style="width: 33.33px;">1</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載						1	4	0
			1	4	0	1			

支出年月日	令和3年10月27日他	支 出 額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 33.33px;"></td><td style="width: 33.33px;"></td><td style="width: 33.33px;"></td><td style="width: 33.33px;">1</td><td style="width: 33.33px;">4</td><td style="width: 33.33px;">0</td><td style="width: 33.33px;">1</td></tr> </table>				1	4	0	1
			1	4	0	1				
使 途	清掃用フロアモップレンタル料(10,11,12月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1／2按分とする。 (按分した場合の積算方法 (935 × 0.5) × 3回 = 1,401)									

領 収 書 等 貼 付 欄

自民党県議団

(3)

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0066

1

領収書貼付欄

ダスキンフランチャイズチーン加盟店

お客様名
埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

鶴ヶ島市議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
兼 領 収 書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東

〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6

TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731

回0120-00-5695



No. 100176858000

発行日 2021年 10月 27日 次回訪問日 2021年 11月 24日 取引現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品		回収		備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF	FM-DF	4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領收額	確認サイン	
訂正後税抜金額	訂正後消費税	訂正後合計金額	訂正後領收額			
	850	85	935	935		

834

ダスキンフランチャイズチーン加盟店

納品・請求書
兼 領 収 書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東

〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6

TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731

回0120-00-5695

No. 100177668200

発行日 2021年 11月 24日 次回訪問日 2021年 12月 22日 取引現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品		回収		備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF	FM-DF	4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領收額	確認サイン	
訂正後税抜金額	訂正後消費税	訂正後合計金額	訂正後領收額			
	850	85	935	935		

ダスキンフランチャイズチーン加盟店

納品・請求書
兼 領 収 書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東

〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6

TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731

回0120-00-5695

No. 100178658600

発行日 2021年 12月 22日 次回訪問日 2022年 1月 19日 取引現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品		回収		備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF	FM-DF	4W	1	1	935	1	1	935		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領收額	確認サイン	
訂正後税抜金額	訂正後消費税	訂正後合計金額	訂正後領收額			
	850	85	935	935		

整理番号 43

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	03 年 10 月 28 日	支 出 額	百万 千 円 4 7 5 2 0	
使 途	03.11.26 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 03.12.28 $17,600 \times 3 = 52800$ $52800 \times 0.9 = 47520$ 駐車場代(職2,来客2)			
領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団		

領 収 書		No. 012389
松澤正見議会議員事務所 代表 松澤正様		令和 3年 10月 28日
金 額		百万 千 円 7 1 7 6 0 0
但 <u>駐車場代</u> 駐車料金 11円 <small>(税込)</small>		
上記金額正に領収いたしました		
印 紙	□	係 印
取扱い店 <input type="checkbox"/> 資産管理課 本店 <input type="checkbox"/> 資産管理課 八潮店 <input checked="" type="checkbox"/> 資産管理課 吉川店		

整理番号 43 - 1

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

松澤正



自動機をご利用の場合
矢印の方向にお入れください

5

年月日 | 稽 要 | お支払金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円)

[Redacted]			
03-11-26	駐車料	*17,600	[Redacted]
[Redacted]			

03-11-26 駐車料

*17,600

03-11-26 駐車料

*17,600

No. 012462

松澤正議員事務所
代表 松澤正様

令和
平成 年 12月 28日

金額	百万	7	千	7	6	0	0	円
----	----	---	---	---	---	---	---	---

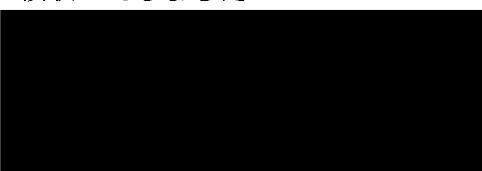
但 大谷駐車場 駐車料金 1月分 17 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印紙

取扱い店 資産管理課本店 資産管理課八潮店 資産管理課吉川店

係印



整理番号

			87
--	--	--	----

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円	備考
□□年□□月□□日 他	□□□	□□□	□□□
使 途	馬主車場代(R3.11～R4.1月分)		

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

△△△ × △△ × 9/10

改務活動に使用する割合が9/10以上あるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



出入金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED]	普通	[REDACTED]	タカラ マサオ

出入金明細

照会範囲：2021年10月28日～2021年10月28日 照会件数：2件

2021年12月24日 14時37分59秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
2021年10月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	[REDACTED]

全件数：2件



出入金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED]	普通	[REDACTED]	タカハシ マサオ

出入金明細

照会範囲：2021年11月29日～2021年11月29日 照会件数：6件

2021年12月24日 14時39分02秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年11月29 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]

全件数：6件

川口信用金庫

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED]	普通	[REDACTED]	カバシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2021年12月28日～2021年12月28日 照会件数：2件

2022年01月14日 13時57分50秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[REDACTED]			[REDACTED]	[REDACTED]
2021年12月28 日	7,810円		R K S (ダイワ フドウサ	[REDACTED]

全件数：2件